

令和5年度 通学区域

■令和5年度の通学区域を下記のように定めます。

府県	市・区	通学許可区域	通学不許可区域	
大阪府	池田市	全 市 域		
	豊中市	右記を除く全域	新千里北町2、寺内、利倉西1. 2、西泉丘2. 3、東泉丘4、東寺内町	
	箕面市	右記を除く全域	大字粟生間谷、粟生外院、粟生新家、粟生間谷、粟生間谷西、粟生間谷東、石丸2. 3、小野原西、小野原東、外院2. 3、船場東2. 3、彩都粟生北、彩都粟生南、彩都粟生東、上止々呂美、下止々呂美、森町北、森町中、森町南	
	吹田市	津雲台3. 4. 5. 6. 7、古江台1. 6、山田北、山田西3. 4、山田東4	左記を除く全域	
	大阪市淀川区	木川西、十三元今里、十三東、十三本町、新北野1. 2、新高1. 3. 4. 5、野中北1. 2、野中南1. 2、西三国、西宮原2. 3、三国本町	左記を除く全域	
	兵庫県	川西市	右記を除く全域と、笹部1. 2. 3、西畦野1. 2、西多田1. 2、東畦野1. 2. 3. 4. 5. 6、東畦野山手1. 2、山下町、山原1. 2	赤松、石道、芋生、国崎、黒川、笹部、西畦野、西多田、東畦野、一庫、虫生、柳谷、山下、山原、横路、若宮
伊丹市		荒牧の中国縦貫道以北と伊丹1. 2. 3、鑄物師、春日丘4. 5. 6、北伊丹、北河原、北園、北本町、下河原、高台5、中央、西台1. 3、東有岡1. 2、藤ノ木、宮ノ前	左記を除く全域	
宝塚市		武庫川以西	梅野町、月見山1、南口、湯本町、武庫山1. 2	左記を除く全域
		武庫川以东	右記を除く全域と、川面1～6、中山寺1～3	安倉北1. 2、安倉中、安倉西、安倉南、小浜1. 2. 3. 4、金井町、ふじが丘、美座、山本野里、弥生町、川面・中山寺・切畑及びその以北の地域
		猪名川町	伏見台、松尾台	左記を除く全域
備考	<p>○本校は、児童の教育及び保護・管理の必要上、通学区域を定めています。</p> <p>○通学許可区域外に転居された場合、もしくは、通学許可区域外からの通学が判明した場合は、原則として、転校していただきます。</p> <p>○通学方法は、徒歩または公共の交通機関の利用に限ります。自転車、自家用車、タクシーでの通学は認めません。</p> <p>○表にない地区(尼崎市、西宮市、能勢町、豊能町、大阪市北区等)は全域とも通学区域外です。</p> <p>○住居表示が変更になった場合等、前年度の区域区割りを元にしますが、ご不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。</p>			